(趣旨)

第1条 この要綱は、集落営農法人連合体形成加速化事業実施要領(令和2年4月 1日付け令2農業振興第2号)に基づく集落営農法人連合体形成加速化事業(以下「事業」という。)に係る市の補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象及び補助率)

- 第2条 市長は、予算の範囲内で、市内の集落営農法人連合体等(別表の事業主体の欄に定める者。以下「事業主体」という。)が行う事業に要する経費について補助金を交付する。
- 2 前項の規定による事業に要する経費及び当該経費に対する補助率は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

- 第3条 前条第1項の規定による補助金の交付の申請をしようとする事業主体は、補助金交付申請書(第1号様式)を、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。
- 2 事業主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。(補助金の交付決定)
- 第4条 市長は、前条第1項の補助金交付申請書の提出があった場合において、 その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助 金の交付を決定し、その旨を事業主体に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要と認

めるときは、条件を付すことができる。

(補助事業変更の承認)

- 第5条 事業主体は別表の重要な変更の欄に掲げる変更を加えようとするときは、補助金変更承認申請書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は前項の補助金変更承認申請書の提出があり、その内容について適正 であると認めるときは、その旨事業主体に通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第6条 第4条第1項の規定による通知を受けた事業主体は、当該通知に係る 補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該 通知を受けた日から起算して20日以内に当該申請の取下げをすることがで きる。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の 交付の決定はなかったものとみなす。

(事業の中止又は廃止)

第7条 事業主体は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ その理由及び事業の遂行状況を市長に届け出て、その指示を受けなければなら ない。

(着工)

- 第8条 着工は、原則として第4条の交付の決定に基づき行うものとする。ただし、助成対象者が交付の決定前に着工する場合にあっては、その理由を明記した交付決定前着工届(様式第3号)を市長に提出するものとする。この場合においては、助成対象者は、交付の決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。
- 2 助成対象者は、事業に着工したときは、速やかにその旨を着工届(様式第4号)により、市長に届け出るものとする。

(竣工)

第9条 助成対象者は、事業が竣工した場合には、速やかにその旨を竣工届(様式第5号)により、市長に届け出るものとする。

(概算払請求)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、第4条第1項の規定による通知に

係る金額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。

2 事業主体は、概算払により補助金の交付を受けようとする場合は、補助金概 算払請求書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第11条 事業主体は、遂行状況報告書(第7号様式)を、市長が定める期日までに、市長に提出しなければならない。ただし、補助金概算払請求書の提出があった場合は、これにかえることができるものとする。

(事業完了)

- 第12条 事業主体は、事業を完了したときは、完了した日から起算して20日を 経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早 い日までに、事業実績報告書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 第3条第2項のただし書により交付申請を行った事業主体は、前項の事業 実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相 当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなけれ ばならない。
- 3 第3条第2項のただし書により交付の申請を行った事業主体は、第1項の 事業実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助 金に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減 額した場合には、その金額を減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消 費税等相当額報告書(第9号様式)により速やかに市長に報告するとともに、 市長の命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第13条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査の結果、適当であると認めたときは、 交付すべき補助金の額を確定し、その旨を事業主体に通知するものとする。 (補助金の交付)
- 第14条 前条の規定により通知を受けた事業主体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金精算払請求書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(他の用途への使用禁止)

第15条 補助金の交付を受けた事業主体は、当該補助金を他の用途に使用して はならない。

(報告及び検査等)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、事業主体に対し報告を求め、第21 条の規定による帳簿その他関係書類若しくは事業の施行状況を検査し、又は 事業の施行上必要な指示をすることができる。

(補助金の交付決定の取消し等)

- 第17条 市長は、事業主体が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
 - (3) 事業の施行方法が不適当であると認められるとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、 当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該事業 主体に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 3 市長は、事業主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を越える補助金が概算払により交付されているときは、当該事業主体に対し、期限を定めて、その超える部分の返還を命ずるものとする。

(区分経理)

第18条 事業主体は、当該補助事業に係る会計と他の補助事業に係る会計を区分して経理を行うものとする。

(財産の管理等)

第19条 事業主体は、補助事業により取得した財産については、補助事業の完了 した後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助事業 の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第20条 事業主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、不動産及びその従物、取得価格又は効用の増加した額が1台につき50万円以上の機械及び器具については耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数)の期間内において、市

長の承認を受けないで補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 前項の場合において、市長の承認を受けて当該財産を処分したことにより 収入があったときは、その収入の全部又は一部に相当する額を市に納付させ ることがある。

(関係書類の整備)

第21条 事業主体は、事業の施行状況及び当該事業に係る収支について一切の 状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、補助事業完了の年度の翌 年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、補助事業により取 得し、又は効用の増加した財産で、不動産及びその従物、取得価格又は効用の 増加した額が1台につき50万円以上の機械及び器具については、耐用年数 (減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で 定める耐用年数をいう。)の期間内においては、財産管理台帳(第7号様式)、 その他関係書類を整備保管しなければならない。

附則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度に係る事業から適用する。

別表

			事業		重要	な変更
事業	事業種目	経費	補助率		経費の	事業内容の
				工件	配分	変更
集落営農	連合体条	集落営農法人連合体	総事業費の	地域水田フル	事業費の	1 事業の
法人連合	件整備支	による規模拡大、生産	2/3以内	活用ビジョン	30%を	廃止
体形成加	援	コスト低減、高収益作		に担い手とし	超える増	2 事業実
速化事業		物導入、多角化等に向		て位置付けら	減	施主体の
		け必要な事業内容の		れた(又は予		変更
		検討や機械・施設等の		定である)集		
		整備に要する経費		落営農法人連		
				合体および農		
		(1)共同利用機械		業協同組合等		
		(2)共同利用施設				

所 在 地 団 体 名 代表者氏名

年度集落営農法人連合体形成加速化事業補助金交付申請書

年度集落営農法人連合体形成加速化事業を下記のとおり実施したいので、 防府市集落営農法人連合体形成加速化事業補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づき、 補助金 円の交付を申請します。

記

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業の内容

事 業 名	補助金額(円)	事業	内 容

3 事業計画

(別に定める様式に従って記入すること。)

4 補助事業の経費配分及び負担区分

(単位:円)

事業名	総事業費	負担区分		
尹 未 石	心尹未負	市	その他	

5 収支予算

(1) 収入の部

(単位:円)

□ ✓	本年度予算額	公厅	比較	増減	備 考
区分	平中及了异領	前年度予算額	増	減	1 1
市費補助金					
合 計					

(2) 支出の部

(単位:円)

区分	本年度予算額	前年度予算額	比 較	増減	備考
	平十尺 「 异	刊十尺了异识	増	減	
合 計					

6 事業完了予定年月日

年 月 日

所 在 地 団 体 名 代表者氏名

年度集落営農法人連合体形成加速化事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった集落 営農法人連合体形成加速化事業の実施については、下記のとおり変更したいので、防府市 集落営農法人連合体形成加速化事業補助金交付要綱第5条第1項に基づき、関係書類を添 えて申請します。

記

※ 関係書類は、補助金等の交付決定通知がなされた事業内容及び経費の配分を、比較対照できるよう両者を二段書きすること。

経営体名 代表者氏名

年度集落営農法人連合体形成加速化事業交付決定前着工届

年度集落営農法人連合体形成加速化事業実施計画書に基づく事業について、下 記条件を了承の上、交付決定前に着工したいので届け出ます。

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担する。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更 は行わないこと。

		着工予定	竣工予定	
事業内容	総事業費			交付決定前着工の理由
		年月日	年月日	

経営体名 代表者氏名

年度集落営農法人連合体形成加速化事業着工届

年度集落営農法人連合体形成加速化事業実施計画書に基づく事業について、下 記のとおり着工しましたので届け出ます。

記

事業内容 (機械・施設名等)	
事業費(円)	
着工住所	
契約年月日	
完了予定年月日	

注:工程表等を添付すること。

経営体名 代表者氏名

年度集落営農法人連合体形成加速化事業に係る竣工届の提出について

年度集落営農法人連合体形成加速化事業実施計画書に基づく事業について、下 記のとおり工事が完了しましたので届け出ます。

記

事業内容(機械・施設等名)	
事業費(円)	
契約住所	
契約年月日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	
〇〇法	
竣工検査年月日(または予定日)	
引き渡し年月日(または予定日)	

注:必要に応じ、請負人等からの完了届の写しを添付すること。

所 在 地 団 体 名 代表者氏名

年度集落営農法人連合体形成加速化事業補助金概算払(精算払)請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定(確定)通知のあった補助金について、防府市集落営農法人連合体形成加速化事業補助金交付要綱第10条第2項(第14条)の規定に基づき、下記のとおり概算払(精算払)により交付されるよう請求します。

事	業	名	事	業	費	市費補助金	既受領額	今回請求額	残	額

所 在 地 団 体 名 代表者氏名

年度集落営農法人連合体形成加速化事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあったこのことについて、防府市集落営農法人連合体形成加速化事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

		<u>.</u>	事業の遂	遂 行 状 涉	己	
			日までに	月 日以後		
事 業 名	総事業費	完了したもの		実施するもの		
		事 業 費	出来高比率	事業費	事業完了	
			山木同九平	尹 未 負	予定年月日	

所 在 地 団 体 名 代表者氏名

年度集落営農法人連合体形成加速化事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号の補助金交付決定通知に基づき、下 記のとおり事業を実施したので、防府市集落営農法人連合体形成加速化事業補助金交付要 綱第12条第1項の規定に基づき、その実績を報告します。

記

1 補助事業の目的

2 補助事業の内容

事 業 名	補助金額(円)	事	業	内	容

3 事業実績

(別に定める様式に従って記入すること。)

4 補助事業の経費配分及び負担区分

(単位:円)

事	業	名	総事業費	負 担	区 分
尹	未	7 □	心尹未負	市 (B)	その他(C)

5 収支精算

(1) 収入の部

(単位:円)

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較	増減	備考
		个十尺了异识	増	減	
合 計					

(2) 支出の部

(単位:円)

区分	本年度精算額	本年度予算額	比 較	増減	備考
区 刀		平十尺了异识	増	減	1
市費補助金					
合 計					

6 事業完了年月日

年 月 日

※ 支出の内容が判る証拠書類の写しを添付すること。

所 在 地 団 体 名 代表者氏名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定(確定)通知のあった 集落営農法人連合体形成加速化事業補助金について、防府市集落営農法人連合体形成加速 化事業補助金交付要綱第12条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

- 1 補助金の額の確定額
 金
 円

 (年月日付け 第 号による額の確定通知額)

 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金
 円

 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 金
 円
- 4 補助金返還相当額(3-2) 金 円
- (注)参考となる資料を添付すること。

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

事業実施年度					年度 補助金名					集落営農法人連合体形成加速化事業補助金							
	事業の内容			工 期		期	経 費		の配分		処分制限期間		処分の状況				
事									負担区分						摘		
業種	事業種目	事業	工種構造	施工箇所 又は	事業量	着工	竣工	総事業費	国	県	市	そ	耐用	処分制 限年月	承認	処分の	要
類	(事業細目)	主体	施設区分	設置場所	量	年月日	年月日	松尹耒貫	国庫補助金			Ø	年数	日日	年月日	内 容	
									金	費	費	他					
	計																
	計																
	合 計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 - 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 - 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 - 4 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。